



2025 年 9 月 4 日

各 位

会社名 窪田製薬ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長、社長兼最高経営責任者
窪田 良
コード番号 4596 東証グロース
問合せ先 管理部 広報・IR 担当
(TEL : 03-6550-8928 (代表))

行使価格修正条項付き第33回新株予約権（第三者割当て）の
大量行使に関するお知らせ

2024年9月5日に発行いたしました第33回新株予約権（行使価格修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の2025年9月3日から9月4日における大量行使につきまして、下記の通りお知らせいたします。

(1)	銘 柄 名	窪田製薬ホールディングス株式会社第33回新株予約権
(2)	2025年9月3日からの交付株式数	2,291,300株
(3)	2025年9月3日から行使された本新株予約権の数及び本新株予約権の発行総数に対する行使比率	22,913個（発行総数16.37%）
(4)	2025年9月2日時点における未行使の本新株予約権の数	30,686個
(5)	現時点における未行使の本新株予約権の数	7,773個

(6) 対象月間における行使状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された 本新株予約権の数 (個)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
9月3日(水)	277,000	—	75.20	2,770
9月4日(木)	2,014,300	—	87.42	20,143

※対象月の前月末時点における発行済株式数：61,711,888株（うち自己株式数：187株）

※行使価額は行使許可期間中のみ記載しており、それ以外の期間については「—」としています。

(7) 行使制限に関する状況（上場規程第434条に基づく行使制限の順守状況）

① すべての回数を合算した 交付株式数（株）	② 発行の払込日時点における 上場株式数（株）	③ 行使制限に係る行使比率 (①/②) (%)
7,915,100	56,404,288	14.03



〔行使制限を超過して行使が行われた経緯〕

有価証券上場規程施行規則第436条第5項の定める制限超過行使が可能になる条件のうち、「(4) 新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値以上の場合」に該当したため、行使制限を超過して行使が行われました。

以 上

窪田製薬ホールディングス株式会社について

当社は、世界中で眼疾患に悩む皆さまの視力維持と回復に貢献することを目的に、イノベーションをさまざまな医薬品・医療機器の開発及び実用化に繋げる眼科医療ソリューション・カンパニーです。当社グループは、革新的な治療薬・医療技術の探索及び開発に取り組んでいます。現在は、ウェアラブル近視デバイス「クボタメガネ」および、在宅・遠隔医療分野（モバイルヘルス）における医療モニタリングデバイス「eyeM0®」などの医療機器開発に注力しております。

(ホームページアドレス：<http://www.kubotaholdings.co.jp>)

免責事項

本資料は関係情報の開示のみを目的として作成されたものであり、有価証券の取得または売付けの勧誘または申込みを構成するものではありません。本資料は、正確性を期すべく慎重に作成されていますが、完全性を保証するものではありません。また本資料の作成にあたり、当社に入手可能な第三者情報に依拠しておりますが、かかる第三者情報の実際の正確性および完全性について、当社が表明・保証するものではありません。当社は、本資料の記述に依拠したことにより生じる損害について一切の責任を負いません。

本資料の情報は、事前の通知なく変更される可能性があります。

本資料には将来予想に関する見通し情報が含まれます。これらの記述は、現在の見込、予測およびリスクを伴う想定(一般的な経済状況および業界または市場の状況を含みますがこれらに限定されません)に基づいており、実際の業績とは大きく異なる可能性があります。今後、新たな情報、将来の事象の発生またはその他いかなる理由があっても、当社は本資料の将来に関する記述を更新または修正する義務を負うものではありません。